

駿河湾深層水給水要領

(趣旨)

第 1 条 静岡県は、駿河湾深層水の資源としての有用性に鑑み、その利用を促進するため、給水を行うものとする。給水については、静岡県財産規則(昭和 39 年静岡県規則第 14 号)の規定に基づく売払いによるものとし、本要領において、その手続き等必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 本要領における用語の定義は次のとおりとする。

(1) 駿河湾深層水

駿河湾深層水とは、焼津市鰯ヶ島地先に設置されている駿河湾深層水取水供給施設（以下「取水供給施設」という。）において、焼津漁港沖の水深 397m 及び 687m 取水管から取水できる 270m 程度と推定される水深から取水された海洋深層水の原水をいう。

(2) 水産利用

水産利用とは、次に定める用途に供する利用をいう。

ア 漁業者が漁船へ積み込む水

イ 水産物卸売業者、仲卸業者及び小売業者が、活魚介類の蓄養、洗浄、輸送、保冷及び冷凍魚介類の解凍に用いる水

ウ 水産物養殖業者が、魚介類の飼育及び輸送に用いる水

エ 水族館で用いられる魚介類の飼育水

オ その他駿河湾深層水の資源としての有用性を特に活かした利用として水産振興課長が指定する用途

(3) 一般利用

一般利用とは、水産利用以外の用途に供する利用をいう。

(給水日及び給水時間)

第 3 条 駿河湾深層水の給水日及び給水時間は、当分の間、毎週火曜日から土曜日までの午前 10 時から午後 3 時までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 12 年法律第 178 号）に規定する休日並びに 1 月 2 日から 3 日まで及び 12 月 29 日から 31 日までは、休日とする。

2 前項に定める給水日であっても、施設点検その他の事由のために静岡県経済産業部水産・海洋局水産振興課長（以下「水産振興課長」という。）が必要と認める場合は、給水を行わないものとする。

3 第 1 項に定める休日であっても、水産振興課長が必要と認める場合は、給水

を行うことができるものとする。

- 4 水産振興課長は、給水日について前月末日の1週間前までに次の月の給水日予定表を決定し、周知するものとする。

(駿河湾深層水の料金及びその納付)

第4条 駿河湾深層水の料金は、その用途により水産利用及び一般利用とに区別し、別表に定めるとおりとする。

- 2 給水を受けた者は、静岡県財産規則(昭和39年静岡県規則第14号)等の規定に基づき水産振興課長が指示する方法により、前項の規定に基づく料金を納付しなければならない。

(水産利用による給水手続き)

第5条 水産利用として給水を受ける者(以下「水産利用者」という。)の給水手続きは、次の方法による。

- (1) 申請

水産利用での給水を希望する者は、駿河湾深層水水産利用給水申込書(様式第1号)により、事前に水産振興課長に申請しなければならない。

- (2) 水産利用の認定

水産振興課長が、水産利用者であると認定した場合、水産利用者用の駿河湾深層水給水カード(様式第2号、以下「水産カード」という。)を発行する。水産カードの有効期限は、年度毎とする。

- (3) 水産カードの提示と台帳記入

水産利用者は、取水供給施設で水産カードを提示し、水産利用者用駿河湾深層水給水台帳(様式第3号)に登録番号、利用量等の必要事項を記入した上でなければ、給水を受けることができない。

- (4) 料金の支払いと給水

水産利用者は、前号の手続きを経て、第4条に基づき利用量に応じた料金を納めた後、取水供給施設で給水を受けることができる。ただし、水産カードを提示しない場合は、一般利用と同様の扱いとする。

- (5) 代理利用

水産利用においては、代理者による給水は認めない。ただし、水産振興課長が必要と認める場合に限り、指定の方法において代理者による利用を認める。

- (6) 水産カードの更新・変更

水産カードの更新手続きについては有効期限の1ヶ月前までに、変更手続きについては速やかに、第1号の規定に準じ、手続きを行わなければならない。

(一般利用による給水手続き)

第6条 一般利用として給水を受ける者(以下「一般利用者」という。)の給水手続きは、次の方法による。

(1) 申請

一般利用者が給水を希望する場合は、取水供給施設において、一般利用者用駿河湾深層水給水申込書(様式第4号)により申請しなければならない。

(2) 給水カードの発行

水産振興課長は、前号の申請者に一般利用者用の駿河湾深層水給水カード(様式第5号、以下「給水カード」という。)を発行する。

(3) 給水カードの提示と台帳記入

一般利用者は、取水供給施設で給水カードを提示し、一般利用者用駿河湾深層水給水台帳(様式第6号)に登録番号、利用量等の必要事項を記入した上でなければ、給水を受けることができない。

(4) 料金の支払い及び給水

一般利用者は、前号の手続きを経て、第4条に基づき利用量に応じた料金を納めた後、取水供給施設で給水を受けることができる。

(取水供給施設に接続された送水管による給水)

第7条 取水供給施設に接続された送水管により駿河湾深層水の供給を受けようとする者については、本要領にかかわらず、個別の契約に基づいて給水を受けることができるものとする。

2 前項に規定する契約においては、特別の条件を付することができるものとする。

(禁止事項等)

第8条 駿河湾深層水の利用者は、以下の事項を遵守しなければならない。これらについて遵守されていない状況が確認された場合、県は状況に応じ、以後の駿河湾深層水の供給の停止、既に供給した駿河湾深層水の回収、氏名・企業名等の公表を行うことができるものとする。

(1) 関係法令の遵守

駿河湾深層水を使用した商品等の製造又は販売を行う場合は、関係法令の諸規定を遵守しなければならない。

(2) 水産利用における使用目的の制限

水産利用者は、水産利用として給水を受けた駿河湾深層水を水産カードに定める以外の目的に使用してはならない。

(損害賠償の免責等)

第9条 前条の規定による駿河湾深層水の供給停止、回収及び企業名等の公表により、利用者に損害が生じることがあっても、県は賠償の責めを負わないものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めのない事項は、水産振興課長が定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は平成14年11月1日から施行する。
- 2 駿河湾深層水試験給水実施要領（平成13年9月19日施行）は、廃止する。
- 3 この要領は平成19年4月1日から施行する。
- 4 この要領は平成19年5月9日から施行する。

附 則（平成22年3月9日水振第328号水産業局長通知）

- 1 この改正は、平成22年3月9日から施行する。
- 2 この改正前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則（平成22年3月31日水振第372号水産業局長通知）

- 1 この改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日水振第376号水産業局長通知）

- 1 この改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月26日水振第62号水産業局長通知）

- 1 この改正は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日水振第510号水産・海洋局長通知）

- 1 この改正は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年2月3日水振第463号水産・海洋局長通知）

- 1 この改正は、令和3年2月3日から施行する。

附 則（令和6年3月18日水振第416号水産・海洋局長通知）

- 1 この改正は、令和6年3月18日から施行する。

附 則（令和7年1月24日水振第339号水産・海洋局長通知）

- 1 この改正は、令和7年1月24日から施行する。

<別 表> 駿河湾深層水料金

区 分	料 金	
	令和 6 年 3 月 31 日まで	令和 6 年 4 月 1 日以降
一 般 利 用	m ³ あたり 500 円 (トンあたり 500 円)	m ³ あたり 700 円 (トンあたり 700 円)
水 産 利 用	m ³ あたり 10 円 (トンあたり 10 円)	m ³ あたり 30 円 (トンあたり 30 円)

※ 一般利用については、最小取扱単位を 200 リットルとし、それ未満の水量については、200 リットルとして取り扱うものとする。

※ 水産利用については、令和 6 年 3 月 31 日までは最小取扱単位を 10 m³ とし、それ未満の水量については、10m³ として取り扱うものとする。令和 6 年 4 月 1 日からは最小取扱単位を 3.3m³ とし、それ未満の水量については、3.3m³ として取り扱うものとする。